

2024年5月24日

各 位

会 社 名 株式会社SANKYO
代表者名 代表取締役 石原明彦
社 長
(コード番号 6417 東証プライム)
問合せ先 専務執行役員 高橋博史
管理本部長
(TEL. 03-5778-7777)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月27日開催予定の第59回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 2024年1月18日付「監査等委員会設置会社への移行、指名・報酬委員会及びサステナビリティ委員会設置に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、当社は、2024年6月27日に開催予定の第59回定時株主総会での承認を条件として、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、定款で定めることにより取締役会で決議することができる事項について、別途積立金の一部取り崩しを主な目的とし、期末配当については引き続き株主総会で決定することを原則としつつ、災害その他の不測の事態により株主総会の開催が困難な場合となっても株主総会の決議を要せずに機動的な剰余金の配当等を行うことを可能とするため、定款変更案のとおり第38条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、併せて内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)及び第43条(中間配当の基準日)の削除等、所要の変更を行うものであります。

(3) その他、条数の変更及び体裁等の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年6月27日(木曜日)

定款変更の効力発生日 2024年6月27日(木曜日)

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第3条 (条文省略) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第5条～第6条 (条文省略) (<u>自己の株式の取得</u>)</p> <p>第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第19条 (条文省略) (取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は<u>10名以内とする。</u> (新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 2 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時までとする。 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人</p> <p>第5条～第6条 (現行どおり) (削除)</p> <p>第7条～第18条 (現行どおり) (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は9名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u> 2 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する</u></p>

(新設)

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。

3 (条文省略)

第 24 条 (条文省略)

(取締役会の招集および議長)

第 25 条 (条文省略)

2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第 26 条 (条文省略)

(新設)

第 27 条 (条文省略)

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償

時までとする。

4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。

3 (現行どおり)

第 23 条 (現行どおり)

(取締役会の招集および議長)

第 24 条 (現行どおり)

2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第 25 条 (現行どおり)

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 27 条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償

<p>責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>	<p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>
<p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の数)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 30 条 当社の監査役は 4 名以内とする。</u></p>	
<p><u>(監査役を選任)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 31 条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結した時までとする。</u></p>	
<p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(監査役会の権限)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 33 条 監査役会は、法令またはこの定款に定める事項のほか当社における監査の方針、会社の業務および財産の状況の調査の方法、その他の監査役職務の執行に関する事項を決定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 34 条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</u></p>	
<p>2 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 35 条 監査役会に関するその他の事項は、別に監査役会で定める監査役会規程による。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 36 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	

<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第 37 条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 38 条 <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p><u>(常勤監査等委員)</u></p> <p>第 30 条 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の権限)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会は、法令またはこの定款に定める事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査等委員会に関するその他事項は、別に監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 39 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p>第 35 条～第 37 条 (現行どおり)</p>

(新設)

(剰余金の配当の基準日)

第 42 条 (条文省略)

(新設)

(新設)

(中間配当の基準日)

第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。

第 44 条 (条文省略)

(新設)

(新設)

(剰余金の配当等の決定機関)

第 38 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 (現行どおり)

2 当社の中間配当を行う場合の配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(削除)

第 40 条 (現行どおり)

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 59 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 会社法第 427 条第 1 項の規定により、第 59 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。

以 上